

使用料改定に関するQ&A

Q1 なぜ、使用料の改定が必要なのですか？ 下水道事業の汚水処理の費用は下水道使用料でまかなっているの？



下水道事業は、下水道使用料を主な財源としております。使用料は、平成20年10月に改定して以来現行の料金を維持してきましたが、現行の使用料収入では、汚水処理費用をまかなうことができていないため、不足分の約4割（約4億円）を一般会計からの補てん収入（繰入金）で補い、事業経営を行っている状況です。このような状況を改善し、独立採算による健全な経営を図り、下水道サービスを維持するため、使用料の改定を行う必要があります。

Q2 下水道使用料の改定で、どのくらい増額になりますか？

例えば、3～4人世帯の平均的な使用水量20㎡で計算した場合、**現行の1ヵ月の使用料は1,485円（税込み）**ですが、改定後は**1,760円（税込み）**となり、**275円**の増額となります。

※右ページの「下水道使用料の改定による月額および年間使用量の比較」の表をご参照ください。



Q3 何月分（何月検針）から、改定した使用料で計算されますか？

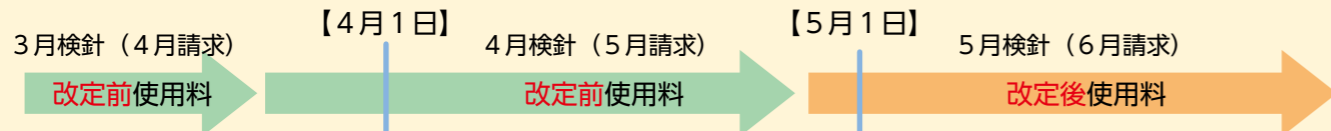


改定した新使用料での計算（請求）は、以下のとおりです。

- ・令和4年3月31日以前から継続して使用している方
→ 令和4年5月検針分（6月請求）の計算から
- ・令和4年4月1日以降に使用を開始した方
→ 使用開始後最初の検針分（請求）の計算から



○令和4年3月31日以前から継続して使用している場合



○令和4年4月1日以降に使用を開始した場合



Q4 今後、また使用料の改定を行う予定はありますか？

下水道使用料を毎年改定することはありませんが、公営企業の経営の原則であります「独立採算制」により、汚水処理費を下水道使用料でまかなうことを目標としています。

今後は、3年から5年に1回の頻度で、中長期的な経営状況等をふまえながら、下水道使用料改定の必要性を検討することとしています。

引き続き、経費の削減や効率化に取り組み、公営企業としての経営努力に努めていきます。

下水道使用料の改定について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



令和4年4月1日より 下水道使用料を改定します。

本市下水道事業の経営状況、財政計画などをふまえ令和3年3月より、有識者や下水道使用者などで構成される「下水道事業審議会」を開催するなど、「適切な下水道使用料の水準」について審議・検討を行ってきました。

下水道事業の健全な経営を図り、下水道サービスを維持するため、下水道使用料の改定が必要ですので、ご理解とご協力をお願いします。



下水道使用料改定の内容

下水道使用料は、基本料金（0～10㎡）と、水量に応じた超過料金の合計です。

基本料金 下水道使用水量 10㎡までの定額料金	+	超過料金 11㎡以上使用した場合、水量に 応じて負担していただく料金	=	下水道 使用料
--------------------------------------	---	---	---	--------------------

【家庭用汚水使用料（1ヵ月あたり・税抜き）】

※下水道使用料の計算は、下記の表で算定された使用料に消費税が加算されます。

基本料金	0～10㎡	600円	▶ 650円
超過料金 (1㎡につき)	11㎡～30㎡	75円	▶ 95円
	31㎡～50㎡	85円	▶ 110円
	51㎡～100㎡	100円	▶ 130円
	101㎡～300㎡	125円	▶ 155円
	301㎡～	140円	▶ 175円

【業務用汚水使用料（1ヵ月あたり・税抜き）】

※下水道使用料の計算は、下記の表で算定された使用料に消費税が加算されます。

基本料金	0～10㎡	900円	▶ 900円
超過料金 (1㎡につき)	11㎡～30㎡	100円	▶ 120円
	31㎡～50㎡	115円	▶ 140円
	51㎡～100㎡	115円	▶ 145円
	101㎡～300㎡	130円	▶ 160円
	301㎡～500㎡	130円	▶ 180円
	501㎡～1,000㎡	145円	▶ 185円
	1,001㎡～	145円	▶ 188円

▶ 下水道使用料の改定による月額および年間使用料の比較

各使用水量ごとの使用料の月額および年額の増加額は下記の表のとおりです。参考にしてください。

1ヵ月の使用水量	現行使用料	改定後使用料	月額増加額	年間増加額
10㎡を使用する場合 (例：単身世帯)	660円	715円	55円	660円
16㎡を使用する場合 (例：2人世帯等)	1,155円	1,342円	187円	2,244円
20㎡を使用する場合 (例：3～4人世帯等)	1,485円	1,760円	275円	3,300円
30㎡を使用する場合 (例：5人世帯等)	2,310円	2,805円	495円	5,940円

市ホームページにおいて、下水道使用料新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

下水道使用料の改定に関するお問合せ 水道総務課 企画経営係 ☎975-2200